

重要事項のご説明

団体総合生活補償保険〔傷害補償(MS&AD型)特約、自転車搭乗中等のみ補償特約セット〕 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明

- この書面は、団体総合生活補償保険〔傷害補償(MS&AD型)特約、自転車搭乗中等のみ補償特約セット〕に関する重要な事項を説明しております。ご加入される前に必ずお読みになり、お申し込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(コープデリ生活協同組合連合会)に交付されます。
- 加入申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

保険会社等の連絡窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】(株)コープデリ保険センター
 【電話番号】0120-33-6566 ※おかけ間違いにご注意ください。
 【受付時間】9:00~17:00(日曜休業)

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

0120-101-060 (無料) [受付時間] 平日9:00~17:00
 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)

※おかけ間違いにご注意ください。
 ※ご加入の団体名(コープデリ連合会)をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

【あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター】
 0120-985-024 (無料) [受付時間] [24時間365日]
 IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会そんぽADRセンター
 **0570-022-808** (全国共通・通話料有料)
 ●受付時間[平日9:15~17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)]
 ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
 ●携帯電話からも利用できます。
 ●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
 ●おかけ間違いにご注意ください。
 ●詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を、この「契約概要のご説明」に記載しています。

1. 商品の仕組み

- (1) 団体総合生活補償保険〔傷害補償(MS&AD型)特約、自転車搭乗中等のみ補償特約セット〕は、「①自転車に乗車している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ」、「②自転車に乗車していない被保険者が、運行中の自転車との衝突・接触によって被ったケガ」に限り保険金をお支払いします。
 ※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
- (2) 被保険者の範囲はケガの補償(家族型)・日常生活賠償の補償とも「ご本人」・「ご本人の配偶者(注1)」・「親族(注2)」となります。なお、「ご本人」と「ご本人の配偶者(注1)」・「親族(注2)」の関係は事故が発生した時におけるものをいいます。
 (注1) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。
 (注2) 親族とは、ご本人またはご本人の配偶者の「同居の親族(*1)」および「別居の未婚(*2)の子」をいいます。
 (*1) 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
 (*2) 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
 日常生活賠償の補償について、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって、責任無能力者を監督する親族を被保険者として扱います。

2. 基本となる補償等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

基本となる補償の保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。また、セットする特約によりお支払いできない主な場合が異なります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合※事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点で、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を用います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。

傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合 ※通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"> 傷害通院保険金日額 × 通院日数 </td> </tr> <tr> <td> ※傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。 </td> </tr> </table>	傷害通院保険金日額 × 通院日数	※傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。
傷害通院保険金日額 × 通院日数				
※傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。				

日常生活賠償保険金 日常生活賠償特約 補償重複	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の不動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車等とは、汽車、電車、自動車、モーター、ケーブルカー、ロープウェイ、いすり付フネ、ゴンドラ、エレベーター、リフト等、ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地の遊具施設、座席装置のないリフト等を含みます。 ※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">+</td> <td style="background-color: #f8d7da;"> 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">-</td> <td style="background-color: #f8d7da;"> 免責金額(*) (0円) </td> </tr> </table> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受け、次、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超え、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額(*) (0円)
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金						
被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額(*) (0円)						

日常生活賠償保険金 日常生活賠償特約 補償重複	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の不動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (*)電車等とは、汽車、電車、自動車、モーター、ケーブルカー、ロープウェイ、いすり付フネ、ゴンドラ、エレベーター、リフト等、ジェットコースター、メリーゴーランド等遊園地の遊具施設、座席装置のないリフト等を含みます。 ※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">+</td> <td style="background-color: #f8d7da;"> 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"> 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 </td> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">-</td> <td style="background-color: #f8d7da;"> 免責金額(*) (0円) </td> </tr> </table> <p>(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受け、次、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合 ③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)の合計額が、損害の額(*)を超え、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*)を限度とします。 (*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額(*) (0円)
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金						
被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	-	免責金額(*) (0円)						

保険金をお支払いできない主な場合

<p><傷害死亡保険金から傷害通院保険金まで共通> (1) 次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 など ※テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等て医学的他覚所見のないもの※ ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかに該当する間の事故によって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 自転車を用いて競技等(*)をしながら(③に該当しない「自転車を置いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) ② 自転車を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車を使用している間(③に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車を使用している間」を除きます) ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を置いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により自転車を使用している間 (* 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。</p>
--

<p><日常生活賠償保険金> (1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ② 被保険者の業務の用に供される不動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④ 被保険者の使用者が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用者には家事使用人を含みません。 ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊に起因して、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶、車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
--

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいいます。この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。
 手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

[手術保険金お支払い例]

超音波骨折治療法を3回受けた場合	・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
○手術 ×手術 ○手術	・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。
10月1日 10月10日 10月25日	

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複 マークがある特約をセットされる場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
 ※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときは、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(3) 特約とその概要

特約の詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

(4) 保険金額の設定

保険金額の設定については、次の点にご確認ください。また、保険金額については、パンフレット、加入申込書等をご確認ください。
 ・保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入・高齢療養費制度等の公的保険制度(注)などを踏まえて設定してください。
 (注) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance/portal.html>)等をご確認ください。

(5) 保険期間

お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額および保険期間等により決まります。保険料については、パンフレット(保険料表)をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。ご加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1. 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には、告知義務があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせて義務のことです。
- (2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求める

もので、加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(注)。(注)加入申込票の記載内容をご確認ください。

(注)次に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項

同じ被保険者について身体のケガに対して保険金が支払われる他の保険契約等(注)の有無
(注)タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険(積立タイプ)等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2. クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3. 複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセプトされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの特約を1つの契約のみにセプトしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

4. 傷害死亡保険金受取人

- (1)被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2)被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないままご加入された場合、保険契約は無効となります。
- (3)被保険者本人以外の被保険者については、その被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となり、傷害死亡保険金受取人の変更はできません。

5. 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項について、多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

6. 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

ご加入後、特約の追加など、加入条件を変更する場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

7. 補償の開始・終了時期

- (1)補償の開始:始期日の午前0時(継続契約は午後4時)に始まります。
- (2)補償の終了:満期日の午後4時に終わります。

8. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」2.基本となる補償、保険金額の設定等(1)保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

9. 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

- (1)ご契約の解約に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2)始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

10. 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等が発生させ、または発生させようとした場合
 - 保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

- *1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等をご提出ください。
- *2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。
- *3 家族型のご契約で、本人について解約請求または本人による解約が行われた場合は、保険契約者は以下のいずれかの手続きを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その本人が傷害後遺障害保険金を受け取っていた場合は、b.によるものとします。
 - a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること
 - b. この保険契約の解約

11. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は次のとおりとなります。

補償内容	ケガの補償	
	保険金支払い	解約返れい金
補償割合	80%(注)	80%

(注)破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。※上記以外の保険金、解約返れい金等の補償割合については、引受保険会社または取扱代理店までお問合わせください。

12. 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。あわせて、コープデリ生活協同組合連合会、株式会社コープデリ保険センターが各種商品の案内、サービスの提供や保険商品・カタログ・チラシ・コンテンツなどの改善を図るための統計・分析を行う場合があります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細については、あおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)及び(株)コープデリ保険センターホームページ(https://hoken.coopdeli.coop)をご覧ください。

その他ご注意いただきたいこと

■危険を有する職業に変更した場合のご注意

被保険者の方がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に変更した場合は、これらの職業に従事中のケガについては保険金をお支払いできません。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1)以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
 - ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2)保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3)次の場合は、この保険契約は無効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。(注1)
 - 被保険者が死亡(注2)し、家族型の被保険者の範囲に該当する被保険者がいなくなったとき(注1)上記以外にも保険金をお支払いした場合等に失効となる特約があります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
(注2)傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

次のことがある場合には、ご契約または特約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

■請求権等の代位について

日常生活賠償保険金等について、損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合に、引受保険会社がその損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1)引受保険会社が損害の全額を保険金としてお支払いした場合:被保険者が取得した債権の全額
- (2)上記(1)以外の場合:被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損害の額を差し引いた額

(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
 ※1 日常生活賠償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に日常生活賠償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損害の額に対して日常生活賠償保険金をお支払いします。
 ※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

■事故が起こった場合
1 事故が起こった場合

- (1) 事故が起こった場合、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 賠償責任・法律相談費用・弁護士費用等を補償する特約の場合、賠償事故・被害事故に関わる示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすすめてください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けします。また、日本国内において発生した日常生活賠償特約の対象となる賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない主な場合>

- ・1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める賠償金額を明らかに超える場合
- ・相手の方が引受保険会社との交渉に同意しない場合
- ・相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- ・被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- (4) 被保険者が実際に被った損害などを補償する特約については、補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>(注1)

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、支払責任額(注2)をお支払いします。
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払責任額(注2)を限度に、実際の損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。
- (注1) お支払いする保険金の額は、補償の内容や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。
 (注2) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いします。ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度(「代理請求制度」といいます)があります(被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません)。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
- ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者(注)または上記②以外の3親等内の親族

(注)法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

- (1) 保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)
 - (2) 引受保険会社の定める傷害(疾病・損害など)状況報告書
 ※ 事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)~(6)に掲げる書類も必要な場合があります。
 - (3) 被保険者であることを確認する書類
- 書類の例** ・ 家族関係の証明書類(住民票、戸籍謄本) など

(4) 保険金の請求権をもつことの確認書類

- 書類の例** ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書
 【質権が設定されている場合】
 ・ 質権者への支払確認書 ・ 保険金直接支払指図書 など
 ・ 債務額現在高通知書

(5) ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類

- ① 保険事故の発生を示す書類
- 書類の例** ・ 公的機関が発行する証明書(事故証明書など)
 ・ 死亡診断書または死体検案書 など

② 保険金支払額の算出に必要な書類

- 書類の例** ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 領収書
 ・ 後遺障害診断書 ・ レントゲン等の検査資料 など

③ その他の書類

- 書類の例** ・ 運転資格を証する書類(免許証など)
 ・ 調査同意書(引受保険会社がケガの状況や程度などの調査を行うために必要な同意書) など

(6) 損害賠償責任に関する保険金を請求する場合に必要な書類

- ① 保険事故の発生を示す書類
- 書類の例** ・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書・事故証明書)またはこれに代わるべき書類(被害届出受理番号を記入した書類)
 ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、居住者名簿
 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料
 ・ 事故原因、発生場所、被害状況の見解書、写真 など

② 保険金支払額の算出に必要な書類

- 書類の例** ・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書
 ・ 示談書またはこれに代わるべき書類
 ・ 休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、確定申告書)
 ・ 交通費、諸費用の明細書 ・ 購入時の領収書、保証書、仕様書
 ・ 図面(配置図、建物図面)
 ・ 引受保険会社の定める診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書
 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書または死体検案書
 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ その他の費用の支出を示す書類
 ・ 受領している年金額の確認資料 ・ 労災からの支給額の確認資料 など

③ その他の書類

- 書類の例** ・ 権利移転書
 ・ 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類)
 ・ 調査同意書(引受保険会社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

<ご加入いただく内容に関する確認事項(ご意向の確認)>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。よろしくお願い申し上げます。

- 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いいたします。
 1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 2. 「他の保険契約等」「保険金請求履歴」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
 3. 下記項目について、お客さまのご意向とおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償内容(お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など)
 - ② 保険金額(ご契約金額)(型やパターンなど)
 - ③ 被保険者の範囲(ご本人のみの補償、ご家族を含めた補償など)
 ※ 保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要」の「ご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
 4. 補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無をご確認いただきご加入ください。
- 現在ご加入のご契約(満期を迎えるご契約)にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

この保険はコープデリ生活協同組合連合会を保険契約者とし組合員を加入申込人とする団体総合生活補償保険【傷害補償(MS&AD型)特約、自転車乗客中等のみ補償特約セット】の団体契約です。組合員以外にご加入になりません。この保険はお客様から内容変更や脱退のお申し出がない限り、ご契約いただいた同一条件(※)で毎年自動的に継続いたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。(※) 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定される場合は、ご加入内容の変更となり、改めてお手続きが必要です。この場合、被保険者の同意確認のために書類の提出をお願いすることがあります。(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。
 * 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
 * その他ご不明な点等ございましたら、コープデリ保険センターまでご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入申込票の記載事項などにつきましては、上記の「ご加入いただく内容に関する確認事項」にそってご確認いただき、記入漏れ・記入誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。加入申込票記載事項(年令・他保険加入状況・保険金請求履歴等)により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限することがありますので、あらかじめご了承ください。